

“こんごも観察続ける”

県衛生
部長語る

疑わしい人対象に”

不顕性水俣病が発見されたのがもとで、住民一斉検診を求める声が出ていたが、十三日開かれた県議会厚生労働委員会で、伊藤県衛生部長は「一斉検診は無理だが、疑わしいものについては、今後、医学的観察を続ける」と述べ、県に長期観察の考えがあることを明らかにした。

一斉検診については、先に「水俣病訴訟支援・公害をなくする県民会議」がその実施を要望、また今県議会でも社会党からその必要

が主張されていた。これに対し県は、不顕性水俣病には診断の方法がないこと、たとえ不顕性とわかっていても将来、発病の恐れがないことなどを理由に難色を示していた。

しかし社会党は、「それでは住民の不安は解消されない」として、疑わしいものだけでも観察するよう要望、十三日の厚生労働委員会でも酒井善為委員(社会党)が「先の水俣病患者審査会で判定保留の患者が二人出たように、疑わ

しいものはいくらもいる。一斉検診ができなければ、少なくとも疑わしいものだけでも要観察者にして観察を続けていくべきだ」と述べた。

これに対し伊藤県衛生部長は「一斉検診は技術的、時間的にも不可能で、制度化することはできない。しかし疑いのある患者を観察していくことはできよう。熊本大学医学部とも話し合ったうえ実施の方法を考えたい」と答えた。

ち切り問題で、紫藤県公害課長は十三日の県議会総務委員会の席上「国の措置をみて県も態度を決めるが、いずれにしても補助打ち切りで患者の自己負担がふえるようなことのないよう考える」と述べた。

長野委員（社会党）の質問に答えたもので、同委員は「水俣病患者の医療費については国保の自己負担分を国、県、市がそれぞれ三分の一ずつ補助しているが、新聞報道によると厚生省は加害者（チツソ）が支払うべきものだという理由で補助を打ち切るという。加害者が明確になつた現在、これは当然である。しかし、加害者に負担させるような行政指導をしないで打ち切れば患者の自己負担となる。県はチツソに、医療費負担を働きかけるべきだ」と要望した。さらに同委員は「過去に国や県、市が負担した分も、チツソに支払わせるべきではないか」と質問、藤本企画部長は「本来はそうだと思うが、補償問題が進行中であり、その成り行きなどもみて県の態度を決めたい」と答えた。

自己負担ふえ ぬよう考慮

補助打ち切りで県側奮弁

水俣病患者への医療費補助の打